

減免

授業料減免の適格認定手続きについて

●提出書類 ※①③は本学ホームページに掲載しています。

- ①大学等における修学の支援に関する法律による授業料減免の対象者の認定の継続に関する申請書
- ②学修意欲の確認レポート(Google Form での提出)
- ③授業料の分納等申請書

日本学生支援機構給付奨学金を受給している方は授業料減免の適格認定手続きを必ず行ってください。手続きを怠った場合は、授業料減免が停止・廃止となる場合があります。

※これは 2021 年度春学期の授業料納付期限を 8 月 26 日まで猶予

する申請です。適格認定結果通知が 4 月初旬となり春学期授業料の納付期限(4 月 26 日)

までの期間が短いため事前に納付期限を猶予する申請となります。猶予申請をした場合は授業料を分けて納付(分納)することができませんのでご注意ください。

●提出方法

- ①③・・・郵送または持参し提出してください。郵送で提出する場合は到着を確認できる方法(レターパックや書留など)を推奨します。
- ②のレポート・・・提出時期になりましたら Form を送信しますので期限までに提出してください。

●提出期間※早めに提出しましょう。

2021年1月18日(月)～2月15日(月)17時まで

●適格認定の判定結果について

4月初旬頃に授業料負担者様へ適格認定における学業成績の判定結果通知を送付します。

【問い合わせ先】 学務グループ学生支援班

TEL:083-252-0289(平日 8:30～17:15)